

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（その1）

道路局路政課道路利用調整室

栗本係員

痛たたた・・・。

坂上係員

栗本くん、どうしたの、その怪我。ひじ、擦りむいちゃってるじゃない。

栗本係員

実は、今朝、自転車で通勤途中に、道路沿いのCD屋さんの壁に、僕の好きなアーティストの新曲の広告が新しく貼ってあったんですよ。それで、遅刻しそうなのに気になっちゃって、しばらく広告の方を見ながら自転車を運転してしまったんです。そしたら危うく電柱に激突しそうなになって、急いでブレーキをかけたら転んでしまって・・・。

坂上係員

そうだったの。たとえ自転車でも脇見運転したら危ないわよ。気をつけてね。

栗本係員

はい。

坂上係員

広告と言えば栗本くん、この間言った、占用許可に関する通達で今年の三月に発出された「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第22号）はもう読んだかしら？

栗本係員

はい。ただ、なんだか分かったような、分か

らないような・・・。いまいちよく理解できないんです。

坂上係員

うーん、そっか。そうね、ちょっと難しいかもしれないわね。一緒に勉強しましょうか。

栗本係員

はい、お願いします、坂上さん。

坂上係員

じゃあまず、この通達は広告物の占用に関する通達だから、一般的な広告物の占用の取扱いを簡単に確認しましょうか。一般的な広告物の占用については、どのように取り扱っているかしら？

栗本係員

えーとたしか、広告物の占用については慎重に取り扱っています。国においては、通達で基準を定めていて、例えば、立看板については、催物、集会等のために一時的に設けるもの、そして突出看板については、沿道の自己の店舗等に添加して自己の店名等を表示する自家用看板に限って認めることとしています。

坂上係員

そのとおりね。では、そのように慎重に取り扱っている理由は何かしら？

栗本係員

はい、通達によれば、「占用の場所によっては信号機及び道路標識の効用を妨げること、有効幅員を狭くすること、車両運転者に無用の心

理的緊張を与えること等によって道路交通の安全を阻害するおそれがあることにかんがみ、良好な道路環境の確保を図るため」とあります。

坂上係員

そうね。まず、安全性の問題があるわね。栗本くんが今朝経験したように、広告物はその性質上、通行者の目を引きつけるものだから、他の占用物件に比べても安全上の問題が発生するおそれは高いわね。それから、景観を損なうおそれがあったり、まちづくりとの調和が取れなくなるおそれもあるわね。さらには、安全上、景観上の問題に加えて、公共スペースである通路を営利目的で使用させることについて、道路利用者の理解を得られないおそれもあるわ。それから、一を認めると、他の主体との間で整合がとれないおそれがあるの。こういった理由から、今までは相当に慎重な判断をせざるを得なかったわね。

栗本係員

なるほど。道路における広告物の占用は、いろいろな面での弊害が懸念されるのですね。

坂上係員

ただ、近年、単に営利目的ではなく、公共的な目的による広告物について、道路占用の要請が高まってきたのよ。

栗本係員

あっ、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当」を目的とする広告物の道路占用ですね。

坂上係員

そう。道路空間における公共的なイベントの実施や、商店街や自治会などが道路に街灯やベンチ等を設置するといった公共的な取組みが広がっているわね。でも、その取組みに要する費用は慢性的に不足している状況なの。そこで、近年、これを補うために、道路空間に広告物を設置して、必要な費用の一部にその広告料を充当させたいという社会的要請が高まってきたのよ。そして、このような状況を受けて、今言ったような広告物の道路占用許可に係る弊害を未

然に防止して、道路にこういった目的の広告物を占用出来るように、新しい仕組みを整えたのが、この通達よ。

栗本係員

そうかなるほど。

坂上係員

じゃあまず、通達の基本となる三つの点を確認しましょうか。まず一つ目に、今も言ったとおり、この通達は、広告料を公益に還元する広告物、つまり、地域における公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合の広告物の占用を可能にしたものよ。二つ目に、この通達では、広告物が設置されることによって歩道の有効幅員が縮小してしまうなど、道路が持つ機能が従前に比べて著しく低下することのないように、対象となる広告物の設置の形態を限っているの。栗本くん、どのような形態を原則としているかしら？

栗本係員

あっ、えーと、たしか、既存の工作物などに添加することを原則としています。

坂上係員

そう、そのとおり。それから、最後に、対象となる広告物の許可にあたって、さっき確認したような広告物の道路占用に係る弊害である、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、実施主体の調整などを図る仕組みを整えたの。どういう仕組みかしら？

栗本係員

はい、まず、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による関係機関で構成する連絡協議会を開催して、地域の状況に応じた広告物の取扱方針を策定することになっています。そして、道路法施行令等に規定する占用の許可基準に加え、当該取扱方針に沿って、占用の適否を判断することになっています。

坂上係員

そう。ばっちりじゃない。もうこの通達の基

本的なところは理解できたかしら？

栗本係員

はい。坂上さんのおかげで理解できました。ただ、坂上さん、あと一つ教えていただきたいのですが、当該道路局長通達と併せて、同じ標題の路政課長通達（「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第24号））が発出されています。この通達はこういったことを規定しているのですか？

坂上係員

ああ、課長通達についてね。課長通達は、連絡協議会を開催して取扱方針を取りまとめる場合の参考になるように、標準的な取扱例を定めたものよ。ちなみに、標準取扱例の内容としては、大きく「街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例」と「地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱例」からなっているの。

栗本係員

そうですか。なるほど。これでばっちり基本が理解できました。これを踏まえてもう一度通達を読み直してみます。ところで坂上さん、僕のランチ代も慢性的に不足している状況なんですよ。坂上さん、クリスマスを前にして、最近恋人とうまくいってないって言ってましたよね？坂上さんの写真を、人通りの多い僕の机の上に飾って、僕のランチ代に充当するというのはどうでしょう。

坂上係員

そういう悪知恵はよく働くのね。しょうがないから今日のランチはごちそうしてあげるわ。